

入札参加に当たっての留意事項

令和3年4月
木津川市

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、木津川市契約事務規則、木津川市工事等電子入札運用基準、木津川市工事等競争入札心得、入札公告、入札通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意してください。

第1 入札に当たっての留意事項

- 1 本市では、入札に付す全ての工事等で、予定価格の事前公表を行っています。
事前公表された予定価格を上回る入札は失格となります。その場合は、さらに、本市の指名停止措置を行うことがありますので注意してください。なお、入札回数は1回限りです。
- 2 電子入札において事前公表された予定価格は消費税込みの金額です。入札書記載金額は消費税抜きの金額となりますので、間違わないよう十分注意してください。
- 3 事前公表された予定価格以下で入札することができない場合は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
- 4 入札時に入札価格を積算された工事費内訳書（業務委託費内訳書を含む。以下同じ。）を必ず入札書と一緒に提出（電子入札の場合「添付」。）してください。
- 5 入札書に記入する金額は千円止とし、その表示方法は、「××, 000円」など、金額が特定できる表記としてください。
- 6 上記4の工事費内訳書の提出等がない場合は、入札に参加できません。

第2 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 工事費内訳書の様式は「任意」としてはいますが、閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないように記載しないでください。
- 2 有効としない内訳書を提出した場合、その入札は無効となります。
有効としない内訳書の判断基準については、本市ホームページの以下の場所に「内訳書の提出・調査の強化について」として掲載していますので、充分確認の上、入札して下さい。

◎掲載場所 ホーム（トップページ）＞ 事業者向け ＞ 入札・契約情報
＞ 入札について ＞ （重要なお知らせ）内訳書の提出・調査の
強化について ※内訳書の不備は無効となります※

- 3 積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行った上で、内訳書を作成してください。

第3 技術者の適正配置について

建設業法等に規定している事項を遵守してください。また、本市ホームページで公表している「建設工事と技術者の配置について」を熟読してください。

なお、通常指名競争入札で入札通知を受けた者が、必要となる技術者等が配置できない場合は、辞退届を提出し、入札等を辞退してください。

第4 その他

1 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定

談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、受注者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。

2 指名停止業者名の公表

倒産、信用情報等による指名停止を除き、指名停止措置を受けた業者名をインターネットで公表することとしています。

3 入札の辞退

通常の紙のみによる入札の場合は入札執行の完了に至るまで入札を辞退することができます。

電子入札の場合は入札執行前まで入札を辞退することができます。この場合、入札書を提出するまでの間は電子入札システムにおいて辞退の登録を行うものとし、入札書を提出以降、入札執行前までの間は書面により入札担当課へ持参してください。

また、電子入札における紙入札者が辞退する場合も、同様に書面により入札執行前までに入札担当課へ持参してください。

4 設計図書等に疑義がある場合

設計図書等について疑義がある場合は、質疑書により、提出期限までに公告等で指定された方法で提出してください。